

# 業務部速報



No. 2

発行 21. 6. 30

JR東労組 業務部

申16号

「『グループ会社における副業について』に関する説明交渉を行う！」① **6月28日開催**

JR東労組は、「グループ会社における副業について」6月1日に説明を受け、7月1日に実施とされていますが、この間も二重就労を禁止してきた経緯があります。副業の社会的議論・ニーズの高まり、メリットだけに捉われることなく組合員が安心して働ける環境が守られるのか明確にする必要があります。特に、労働時間は安全や健康に直結することであり、自己管理、自己責任とされることに強い問題意識を持ち、全21項目について議論を行いました！以下、特徴的な議論です。

## 【基本認識について】

会社

- ・会社を取り巻く環境が、人口減少に加え、新型コロナウイルスの影響によって変化していること、昨年9月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の変更に伴い、副業を実施することとした。
- ・就業規則の条文に変更はなく、会社が許可をする基準を明確にした。

※就業規則 第16条（二重就業等の禁止）  
社員は、会社の許可を得た場合を除き、報酬の有無にかかわらず、他の業務に従事し、又は営利事業を営んではならない。

組合

**兼業によって労務提供が不能、不完全になるため、会社の許可した場合を除き、二重就業を禁止してきた経緯がある！環境の変化、ガイドラインの改正により副業を許可するというのには合理性がない！**

## 【目的等について】

会社

- ・1人ひとりの意欲的なチャレンジによる達成感・充足感を通じて、好循環を生み出すと考えた。直接的に本業に還元されないが、自らの活躍の場を広げて、多様な経験をすることは社員自身の成長に繋がる。
- ・JR東日本が安全・安定輸送の確保が前提となることはグループ会社には一定程度理解してもらっている。グループ会社に限定して行う。

組合

**グループ会社における副業とはいえ、本人の自己管理であり、情報漏洩等のリスクはある！本業優先で支障を及ぼさないように行うとなれば、グループ会社が支障を及ぼすことになる！**

## 【労働時間管理等について】

会社

- ・労働時間管理は社員本人による自己管理、自己責任となる。また、安全・健康管理についても同様に自己管理、自己責任となる。
- ・前提として副業の労働時間は法外超勤となる。
- ・JR本体の公休指定日に副業先で業務を行った場合でも、JR本体では公休日労働としてカウントしない。
- ・副業は自分の時間で行うものである。在宅休養時間も自分の時間であり、時間の使い方は様々ある。
- ・安全と健康管理の観点では、JR本体での総超勤時間と副業先の労働時間を合計して60時間以内としている。
- ・情報漏洩対策は承諾書を自筆で提出させ、自覚させていく。
- ・副業先の労働時間の報告は自己申告となる。会社として管理する責任を負うものではない。
- ・上限60時間を越えた社員に対して、労働時間管理の改善が困難であると会社が認めた場合は副業の許可を取り消すこともある。

組合

**副業は自分の時間のため公休日・特休日等で行うことは可能とされるが、労働であり、安全・健康の確保が大前提だ！勤務中の休憩時間も自分の時間になるが、休憩のための時間であり、副業を行うべきではない！**

その②へ続く